

令和8年

# 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

令和8年2月27日 開会

令和8年2月27日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

# 令和8年 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

## 目 次

### ○第1日（令和8年2月27日）（金）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	2
○職務のために出席した職員氏名	2
○本会議の会議事件	2
○会議録署名議員	2
○開会・開議	2
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○監査報告第8～13号・第1号上程	3
○議員発議第1号上程	4
議会議長の辞職許可について	4
向江議員挨拶	4
○選挙第1号上程	5
議会議長の選挙について	5
指名推選	5
河部議長挨拶	5
○議員発議第2号上程	6
議会副議長の辞職許可について	6
坂上議員挨拶	7
○選挙第2号上程	7
議会副議長の選挙について	7
指名推選	7
吉開副議長挨拶	8
○議案第1号上程	8
監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて	8
上甲管理者・提案説明・採決	8
山本監査委員（議会選出）挨拶	9
○議案第2号上程	10
泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	10
泥谷消防長・提案説明	10

質疑	10
討論	10
採決	10
○議案第3号上程	10
泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について	10
泥谷消防長・提案説明	11
質疑	11
討論	14
採決	14
○議案第4号上程	14
令和7年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第5号）	14
泥谷消防長・提案説明	14
質疑	15
討論	16
採決	16
○議案第5号上程	16
令和8年度泉州南消防組合一般会計予算	16
泥谷消防長・提案説明	16
質疑	17
討論	27
採決	27
○議案発議第3号上程	27
泉州南消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例制定について	27
二神議員・提案説明	27
質疑	28
討論	28
採決	28
○議案発議第4号上程	28
議会運営委員会委員の選任について	28
○専決報告第1号上程	28
専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）	28
泥谷消防長・提案説明	28
質疑	29
○議案第6号上程	30
工事請負契約中変更について	30
泥谷消防長・提案説明	31
質疑	31
討論	31

採決 .....	31
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について .....	32
○閉会 .....	32

泉州南消防組合議会第1回定例会第1日

(2月27日)

# 令和8年 泉州南消防組合議会第1回定例会（第1日）

令和8年2月27日（金）

## ○第1日の議事日程

日程第 1			議席の指定について
日程第 2			会議録署名議員の指名について
日程第 3			会期の決定について
日程第 4	監査報告	第8～13号	監査結果報告について
	〃	第 1 号	

○

(追加予定日程)

日程第 5	議員発議	第 1 号	議会議長の辞職許可について
日程第 6	選 挙	第 1 号	議会議長の選挙について
日程第 7	議員発議	第 2 号	議会副議長の辞職許可について
日程第 8	選 挙	第 2 号	議会副議長の選挙について
日程第 9	議 案	第 1 号	監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて

○

日程第 10	議 案	第 2 号	泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
日程第 11	〃	第 3 号	泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
日程第 12	〃	第 4 号	令和7年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第5号）
日程第 13	〃	第 5 号	令和8年度泉州南消防組合一般会計予算
日程第 14	議員発議	第 3 号	泉州南消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例制定について
日程第 15	〃	第 4 号	議会運営委員会委員の選任について
日程第 16	専決報告	第 1 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めること及び和解について)
日程第 17	議 案	第 6 号	工事請負契約中変更について

○

(追加予定日程)

日程第 18			議会運営委員会の閉会中の継続調査について
--------	--	--	----------------------

## ○議員定数15名

出席議員15名

吉 開 育 子 山 口 明 日 香 坂 原 正 勝 奥 野 学

向江 英雄 野口 新一 新田 輝彦 河部 優  
井上 実 竹田 光良 山本 守 二神 勝  
本郷 真也 坂上 昌史 多和本 英一

---

○説明員職員

管理者 上甲 誠 副管理者 千代松 大耕 副管理者 山本 優真  
副管理者 藤原 敏司 副管理者 山本 一男 副管理者 田代 堯  
会計管理者 近藤 憲司 消防長 泥谷 孝 消防次長 南川 智春  
総務部長 北谷 守 警防部長 岸野 義範 理事兼泉野署長 山田 敏一  
総務課長 尾上 昌明 管理課長 原田 芳久 救急課長 太田 正浩  
警備課長 戸野 明 予防課長 田宮 弘士 指令課長 伊熊 浩一  
泉南署長 宮下 治朗 阪南署長 宮原 孝彰 熊取署長 阪上 幸太郎  
岬署長 吉崎 剛

---

○職務のために出席した職員

書記長 森本 弘昭 書記 天野 政昭 担当職員 堀本 祐也  
担当職員 井筒 裕果

---

○本会議の会議事件

- ◇監査結果報告について
  - ◇議会議長の辞職許可について
  - ◇議会議長の選挙について
  - ◇議会副議長の辞職許可について
  - ◇議会副議長の選挙について
  - ◇監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて
  - ◇泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
  - ◇泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
  - ◇令和7年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第5号）
  - ◇令和8年度泉州南消防組合一般会計予算
  - ◇泉州南消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例制定について
  - ◇議会運営委員会委員の選任について
  - ◇専決処分の報告について
  - ◇工事請負契約中変更について
  - ◇議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

山口 明日香 山本 守

---

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

書記長（森本 弘昭君）皆様、おはようございます。

議会開催に先立ちまして、ご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項としまして、お手数ですが、ご起立の上、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押して切断後、ご着席くださいますようお願いいたします。

---

議長（向江 英雄君）皆様、おはようございます。

ただいまより令和8年泉州南消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

議員定数15名中、出席議員全員でありますので、会議が成立いたしております。

---

議長（向江 英雄君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

---

議長（向江 英雄君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、ただいま着席のと通りの議席を指定したいと思います。

これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向江 英雄君）ないようでございますので、さよう決定いたしました。

---

議長（向江 英雄君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として、山口 明日香議員、山本 守議員のご両名を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

---

議長（向江 英雄君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向江 英雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

議長（向江 英雄君）次に、日程第4、監査報告第8号から第13号及び第1号 監査結果報告についてを議題といたします。

この報告につきまして、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向江 英雄君）ないようでございますので、以上で監査結果報告についてを終わります。

---

議長（向江 英雄君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時02分）  
（向江 英雄君 退場）

---

再開（午前10時03分）

副議長（坂上 昌史君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

副議長（坂上 昌史君）ただいま向江 英雄議長より議長の辞職願が提出されました。  
お諮りいたします。

この際、議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂上 昌史君）ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議員発議第1号 議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに  
議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、向江 英雄議長が除斥されております。  
辞職願を事務局に朗読させます。

森本書記長。

書記長（森本 弘昭君）それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申合せにより、議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定によ  
り、許可されるようお願い出ます。

令和8年2月27日。

議会議長、向江 英雄。

議会副議長、坂上 昌史 殿。

以上でございます。

副議長（坂上 昌史君）お諮りいたします。

向江 英雄議長の議長辞職を許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

副議長（坂上 昌史君）挙手全員であります。

よって、向江 英雄議長の議長辞職は許可されました。

除斥者の入場を認めます。

（向江 英雄君 入場）

副議長（坂上 昌史君）ただいま議長辞職の許可がされました。

この場合、向江 英雄議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

向江 英雄議員。

議員（向江 英雄君）貴重なお時間をいただきまして、議長退任に際し、お礼のご挨拶をさせ  
ていただきます。

昨年7月の泉州南消防組合議会臨時会におきまして、消防組合議会議長に就任させていただ

き、短い間ではございましたが、議員の皆様、そして理事者の皆様のおかげをもちまして、議会運営を滞りなく終えることができ、誠にありがとうございました。

今後は消防組合議会議員として、3市3町の消防広域行政の発展、また地域住民のサービスの向上に尽力していく所存でございますので、引き続きどうぞよろしくお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

---

副議長（坂上 昌史君）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂上 昌史君）ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂上 昌史君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂上 昌史君）ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に河部 優議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました河部 優議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂上 昌史君）ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました河部 優議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました河部 優議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、河部 優議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

河部 優議員。

議長（河部 優君）発言のお許しを得ましたので、一言議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様のご推挙をいただきまして、消防組合議会議長に就任をさせていただくことになりました河部でございます。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

今後は消防組合議会運営につきまして、皆様方のご支援、ご鞭撻をいただきながら、この大

役を果たしていきたく存じあげております。皆様方の温かいご協力をお願い申し上げますとともに、当消防組合のさらなる発展をお祈り申し上げまして、簡単措辞ではございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

副議長（坂上 昌史君）以上をもって、私の議長としての職務が終了いたしましたので、これより議長を交代させていただきます。

円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

---

議長（河部 優君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時08分）

（坂上 昌史君 退場）

---

再開（午前10時09分）

議長（河部 優君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

議長（河部 優君）ただいま坂上 昌史副議長より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議員発議第2号 議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、坂上 昌史副議長が除斥されております。

辞職願を事務局に朗読させます。

森本書記長。

書記長（森本 弘昭君）それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申合せにより、議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

令和8年2月27日。

議会副議長、坂上 昌史。

議会議長、河部 優 殿。

以上でございます。

議長（河部 優君）お諮りします。

坂上 昌史副議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（河部 優君）挙手全員であります。

よって、坂上 昌史副議長の副議長辞職は許可されました。  
除斥者の入場を認めます。

（坂上 昌史君 入場）

議長（河部 優君）ただいま副議長の辞職が許可されました。

この場合、坂上 昌史議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。  
坂上議員。

議員（坂上 昌史君）貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

昨年7月の臨時会におきまして、消防組合議会副議長にご推挙いただき、議員各位、また理事者の皆様方にご協力いただき、つつがなく職務を全うできましたこと、この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。

今後はこの間のいろいろな経験を基に、消防組合議会議員として地域住民の安心・安全に努めてまいる所存でございますので、今後ともよろしくお願い申しあげまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

議長（河部 優君）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

副議長に吉開 育子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました吉開 育子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(河部 優君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉開 育子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました吉開 育子議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、吉開 育子議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

吉開議員。

副議長(吉開 育子君) 発言のお許しを得ましたので、一言副議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま議長のほうからご指名をいただきました吉開でございます。

微力ではございますが、皆様方のご協力、ご指導を仰ぎながら消防組合議会副議長の職を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくいたします。

簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

---

議長(河部 優君) 暫時休憩いたします。

休憩(午前10時13分)

---

再開(午前10時14分)

議長(河部 優君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

議長(河部 優君) ただいま議会選出の監査委員、井上 実議員より監査委員の辞職願が提出され、受理された報告があり、議会選出の監査委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議案第1号 監査委員選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(河部 優君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第1号 監査委員選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、山本 守議員の除斥を願います。

(山本 守君 退場)

議長(河部 優君) 提案者の説明を求めます。

上甲管理者。

管理者(上甲 誠君) それでは、ただいま提出されております議案第1号 監査委員(議会選

出) 選任についての同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

別冊の当日追加議案書の11ページをご覧ください。

今回、組合議会議員選出の監査委員といたしまして、山本 守議員にお願い申しあげたいと存じます。

山本議員は、阪南市議会より本消防組合議会へ選出されました議員で、住所、生年月日などは議案書に記載のとおりでございます。

平成29年10月に阪南市議会の議員に初当選され、これまで副議長をはじめ、各委員会の委員長、副委員長を歴任され、昨年10月の阪南市議会臨時会におきましては議長に就任されるなど、阪南市政の推進にご尽力をされているところでございます。

このように山本議員は人格・識見ともに優れた議員でございますので、本消防組合の監査委員といたしましてはまさに適任者であろうと存じます。

どうか議員各位におかれましては、監査委員の選任についてのご同意につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(河部 優君) これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(河部 優君) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(河部 優君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

監査委員に山本 守議員を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(河部 優君) 挙手全員であります。

よって、監査委員に山本 守議員を選任同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を認めます。

(山本 守君 入場)

議長(河部 優君) ただいま監査委員の選任が同意されました。

この際、山本 守議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

山本議員。

監査委員(山本 守君) 発言のお許しを得ましたので、一言監査委員就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任同意をいただきました山本でございます。

今後は、泉州南消防組合の監査委員として、厳正・公平に職務を全うしていきたいと考えております。

つきましては、議員の皆様方のご協力をお願い申しあげ、甚だ簡単ではございますが、監査委員就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

議長（河部 優君）次に、日程第10、議案第2号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

泥谷消防長。

消防長（泥谷 孝君）それでは、議案第2号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書5ページから20ページをご覧ください。

条例改正の趣旨は、令和7年8月の人事院勧告に基づき改正するもので、改正点は4点ございます。

1点目は、民間企業との給料格差を是正するため、全ての職員を対象に平均で3.3%の給料月額の上昇改定を行うものです。

2点目は、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引上げ、年間の支給月数を4.65か月分とするものでございます。

3点目は、地域手当を11%へ引き上げるものでございます。

最後に、4点目は、宿日直手当を給料月額の上昇に合わせ、引上げを行うものでございます。

なお、改正条例の施行期日などにつきましては、議案書20ページに記載のとおりでございます。

甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（河部 優君）これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（河部 優君）挙手全員であります。

よって、議案第2号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

議長（河部 優君）次に、日程第11、議案第3号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

泥谷消防長。

消防長（泥谷 孝君） それでは、議案第3号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申しあげます。

議案書21ページをご覧ください。また、別冊の附属資料1をご参照願います。

条例制定の趣旨は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和7年11月12日に公布され、また、当省令の一部改正に伴い、火災予防条例（例）につきましても所要の改正がなされ、令和8年3月31日から施行されることから、泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正するもので、主な改正内容につきましては、屋外などの直接外気に接する場所において、テント型サウナ室またはバレル型サウナ室に設置する、薪または電気を熱源とする定格出力6キロワット以下の放熱設備を簡易サウナ設備と位置づけ、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備とし、それらを火気使用設備として届出根拠を規定するとともに、住宅における火災予防の推進として感震ブレーカーを追加した内容でございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、令和8年3月31日からとしております。

ご説明は以上のとおりでございます。甚だ簡単なご説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

議長（河部 優君） これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

竹田議員。

議員（竹田 光良君） 何点か質問させていただきたいと思っております。

まず、今回の改正は、これまでサウナ設備というところが今までもありましたけれども、簡易サウナ設備と、それから一般サウナ設備と、こういうふうな2種類に定義づけられたものというふうの一つは解釈をしております。

その上で、サウナといっても、ちょっと調べますと様々な種類があるわけなんですけど、大きくはこの2つに今回定義づけられておるわけなんですけれども、改めておのおのの違いを、いま一度ご説明いただきたいなというふうに思います。簡易サウナ設備と一般サウナ設備ですね。

それともう一点、感震ブレーカーについてでございますが、感震ブレーカーですね。すみません。失礼いたしました。このブレーカーにつきましては、頂いた資料にもございましたが、過去の大規模地震におきまして、非常に火災の発生状況について、阪神・淡路大震災ではこの電気による起因の出火というのは全体の61%、また、東日本大震災についても54%と、この電気関係による、いわゆる火災の発生というのが非常に高いということで、以前からこの感震ブレーカーについては、その有効性が非常に必要であろうということで、そういった理解をいたすところでありまして。

今回、この感震ブレーカーを普及推進していくということでありまして、もっと以前からそういったことに対して目を向けて、そして、市民、町民さんへの周知というのがやっぱり必要であったのではないかなというふうに思うんですが、なぜ今回の条例の改正に至ったか。この点について、まず2点お尋ねしたいと思っております。

議長（河部 優君） 田宮予防課長。

予防課長（田宮 弘士君） 議員の質問にお答えします。

1点目の質問につきまして、簡易サウナ設備の離隔距離につきまして、周囲の可燃物が許容最高温度100度を超えない距離または当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保すればよ

いとなっております。

一方、一般サウナの離隔距離につきましては、周囲の可燃物が許容最高温度100度を超えない距離に加え、当該可燃物から引火しない距離の両方の確保が求められております。

また、簡易サウナ設備の温度が上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設ける必要がありますが、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に、速やかに使用できる位置に消火器を設置することで代替で対応できることになりました。

もう一点の感震ブレーカーの普及推進につきましては、国、都道府県、市町村など関係機関が連携して、国全体で普及啓発に取り組むべき事業となっており、消防組合もその一端として担うようになったものでございます。

以上です。

議長（河部 優君）竹田議員。

議員（竹田 光良君）ありがとうございます。

昨今、サウナの事故は、特に昨年12月にございました。これはまた、そのことによって今回条例を改正するわけではないわけでありまして、先ほど説明ありましたけれども、サウナブームということで、特にこの簡易サウナにつきましては、いわゆる屋外で簡易にやっぱり設置ができて、そしてサウナをする、楽しむというような、こういった傾向性がございます。

そういった中におきまして、この泉州南消防組合の管内におきまして、簡易サウナあるいは一般サウナ、この設備において、今回届出が必要になってくるわけでありまして、現在どれほどのそういった設備があるのか、まず一つは、把握はされているのか、お尋ねさせていただきたいと思っております。また、仮に把握していなくとも、今後どれぐらいの届出があるだろうと、そういった想定がなされているのかなということが気になりますので、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

それからもう一点、感震ブレーカーについてでありますけれども、これもこの泉州南管内において、いわゆる一般住宅あるいは民間のマンションあるいは公共施設等々、建物全般に本来はこういった感震ブレーカーというのは設置することが非常に望ましいというふうには思うんですが、この辺の感震ブレーカーについての普及率については、もしお分かりでございましたらお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

議長（河部 優君）田宮予防課長。

予防課長（田宮 弘士君）議員の質問にお答えいたします。

現在、管内で簡易サウナの把握している分につきましてご回答させていただきます。

バレル型サウナにつきましては3件、テント型サウナにつきましては2件の計5件となっております。

なお、今後普及が進みますので、各施設につきましても増加に転じていると思っております。

もう一点、感震ブレーカーの普及率につきましては、内閣府の実施した調査がありまして、令和4年9月時点なんですけど、感震ブレーカーの設置率は5.2%となっております。

以上です。

1つ漏れておりました。申し訳ございません。一般サウナの数も把握しておりますので、ご回答させていただきます。

一般サウナにつきましては、管内で48件あります。

以上です。

議長（河部 優君）竹田議員。

議員（竹田 光良君）ありがとうございます。

特にサウナのほうにつきましては、今、一定の数がありました。様々な、昨年12月にあったああいう事故というのはまれな話かもしれませんが、しかし、一つ間違えると非常にこのサウナそのものも危険なこともございますので、しっかりと指導していただきながら、またお願いしたいなというふうに思います。

感震ブレーカーについてですが、普及率が5.2%ということで、非常に低いなというふうな感想を持っています。今後、これを普及推進するに当たりまして、全国的に各都道府県あるいは自治体でこの補助制度を設けて、そして、しっかりと普及推進していこうという動きがあるかというふうに思います。

今、泉州南管内におきましては、各市町につきましてはそういった補助制度がないなというふうに思っているわけなんですけど、できましたらこういった補助制度というのをしっかりと横の連携を取っていただきまして、改めて3市3町が同じような条件で、どこどこが突出するというのではなくて、できましたら水平展開していただいて、同じ条件で同じ時期に、しっかりと今後普及推進していくためにも、こういった補助制度というのをしっかりとつくっていただきたいなというふうに思います。その中で、いざとなったら災害のときに火災が起こる、やっぱり2次災害、3次災害を止めていくためにも、普及率をやっぱり上げるためにも、そういった補助制度というのをしっかりとお願いしたいなというふうに思いますが、もう恐らく最後だと思いますので、その点についての見解をお願いしたいと思います。

議長（河部 優君）田宮予防課長。

予防課長（田宮 弘士君）感震ブレーカーの助成につきましては、泉州南消防組合では実施しないと考えております。国及び大阪府につきましても、現在のところ助成はありません。また、3市3町の感震ブレーカーの助成事業につきましても確認しましたところ、現在はないと聞いております。

以上でございます。

議長（河部 優君）岸野警防部長。

警防部長（岸野 義範君）さらにお答えをさせていただきます。

感震ブレーカーの補助制度についてでございますが、現在、国からの補助等はございませんが、今後、市町とも調整しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（河部 優君）ほかにもございませんか。

吉開議員。

議員（吉開 育子君）1点だけ。最後のほうに、簡易サウナも一般サウナも個人の住居に設けるものには、届出は必要がないということなんですけど、それはどういった経緯で。やっぱり置くものは同じじゃないかと思うんですけども、個人の家に置くのとそういう施設に置くのとの違いですね。個人の家に置くにしても、やっぱり安全対策は必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（河部 優君）田宮予防課長。

予防課長（田宮 弘士君）議員の質問にお答えさせていただきます。

届出がない一般住宅もありますが、個人がサウナ設備を設置する場合にあっても、位置、構造及び管理については、火災予防条例の基準を満たす必要があります。届出がないだけです。

購入時に販売製造メーカーの仕様書等で設置方法を確認していただくことはできますので、また、ない場合には、仕様書等がありませんので、製造販売メーカーのほうに問合せすることで安全が保たれると考えております。

以上です。

議長（河部 優君）吉開議員。

議員（吉開 育子君）購入時に業者との、買ったら登録されるという意味だと思うんですけども、それでもし事故があった場合、後追えばどこで買ったとかが分かるということなんですけれども、自主的に、やはり消防署としてある程度は把握しておく、個人のところに置いているところを確認しておくことは必要なんじゃないかなとちょっと思ったりするんですけども、いかがでしょう。

議長（河部 優君）田宮予防課長。

予防課長（田宮 弘士君）議員の質問にお答えさせていただきます。

一般住宅に一般の方が設置されているものにつきましては、先ほどお答えしましたように、製造メーカー等の仕様等で安全が保たれると考えておりますので、各ご家庭に設置する形の数まで把握しなくてもいいと考えております。

以上です。

議長（河部 優君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（河部 優君）挙手全員であります。

よって、議案第3号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

議長（河部 優君）次に、日程第12、議案第4号 令和7年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

泥谷消防長。

消防長（泥谷 孝君）それでは、議案第4号 令和7年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

議案書25ページをご覧ください。

令和7年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによりまして、第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,074万9,000円とするものでございます。

次に、同条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、26ページから27ページにかけて、第1表、歳入歳出予算の補正として記載させていただいております。

次に、第2条、繰越明許費としまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるといたしまして、議案書28ページをご覧ください。

款 消防費、項 消防費、事業名・大阪府衛星無線再整備事業435万4,000円を翌年度へ明許繰越しとして計上しているもので、これは大阪府が実施している大阪府防災行政無線における衛星無線（第3世代）再整備工事に係る本消防組合からの負担金について、令和7年度当初予算に計上させていただいたものですが、先般、大阪府から機器整備及び試験に相当の時間を要するため、今年度中の事業完了が見込めない旨の通知があったことによるものでございます。

それでは、第1条について、説明の都合上、歳出から説明させていただきます。

議案書32ページ、33ページをご覧ください。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、人件費事業、報酬及び職員手当等として1億8,400万円を計上させていただいております。これは今年度末での退職者5名への手当支給、また、令和7年8月の人事院勧告へ対応することに伴い、さきにご承認賜りました給与条例の一部改正を踏まえ、給与等の差額支給が当初予算では対応できない見込みとなったことによるものでございます。

引き続き、歳入の説明に移らせていただきます。

議案書30ページ、31ページをご覧ください。

款 分担金及び負担金、項 負担金、目 消防費負担金は1億8,400万円で、組合を構成します3市3町の負担金額につきましては、31ページに記載のとおりでございます。

なお、議案書34ページ、35ページには、当該補正予算に係る人件費の総括表及び明細を記載していますので、ご参照ください。

説明は以上のとおりでございます。甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（河部 優君）これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

吉開議員。

議員（吉開 育子君）繰越明許費で大阪府防災行政無線における衛星無線再整備工事に係る費用なんですけれども、これが、事業完了が見込めないということの説明があったんですけれども、この先、見込みというのがあるのか、どういうふうな状況なのか、ちょっと説明していただきたいんです。

議長（河部 優君）伊熊指令課長。

指令課長（伊熊 浩一君）ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

まず、この見込みの部分につきましては、先に結論から申し上げますと、もう予定されておりまして、令和8年の12月26日に一応事業完了というふうになっております。

現在の状況なんですけれども、なぜ遅れたかという部分もあるんですけれども、これにつきましては、防災行政無線が第3世代というものに替わります。これは従前よりもデータ送信とか、いわゆる従前であれば音声とかというところがメインの通信手段であったんですけれども、今後は第3世代ということで、いわゆるデータ送信、画像も含めて、そういったことができるようになります。そのつながりというのが大阪府と市町村、それから府と国というような形で成り立っております。国の最終的には接続試験というのが必要になってくる。ところが、全国には相当数の自治体がございますので、そのスケジュールの関係で遅れていたというところがございます。その調整がついた結果、12月26日に完了するというような見込みでございます。以上でございます。

議長（河部 優君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号 令和7年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（河部 優君）挙手全員であります。

よって、議案第4号 令和7年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

---

議長（河部 優君）次に、日程第13、議案第5号 令和8年度泉州南消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

泥谷消防長。

消防長（泥谷 孝君）それでは、議案第5号 令和8年度泉州南消防組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和8年度泉州南消防組合予算及び予算説明書3ページをご覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,139万9,000円と定めております。

第2条では、債務負担行為について、6ページの第2表、債務負担行為に記載のとおり、庁舎LED照明賃貸借料として限度額を3,128万3,000円と定めております。

第3条では、地方債について、7ページの第3表、地方債に記載のとおり、消防施設整備事業費として限度額を1億3,340万円と定めております。

なお、起債の方法、利率、借入先及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第4条では一時借入金、第5条では歳出予算の流用について定めております。

詳細につきましては、2月24日の議員全員協議会でご説明のとおりでございます。

甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（河部 優君）これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

坂原議員。

議員（坂原 正勝君）令和8年度予算案の審議に当たりまして、水中ドローン導入についてお伺いいたします。

まず、質問を始める前に、日夜、住民の安全のために、苛酷な現場で心身を削って職務に励んでおられる消防職員並びに救助隊員の皆さんに心より感謝を申し上げます。真夏の暑さや真冬の寒さの中での訓練、そして命がけの消火、救助活動、皆さんのその一步一步が多くの住民の安心を支えております。

今回の水中ドローン導入が隊員の皆さんの安全を守る心強い盾となるよう期待を込めてお尋ねいたします。

3点お聞きします。

まず、1点目に、導入にかかる費用と財源についてであります。

この新たな装備の導入の総額はどの程度になるのか。また、そのうち消防債などを活用して、最終的に当組合が負担する持ち出し分が幾らになるのか、財政面の見通しをお聞かせください。

2点目に、ドローンの性能についてであります。

私たちの地域は、豊かな大阪湾だけでなく、多くのため池も点在しております。水中は視界が悪く、流れが速い場所もあるかと思われま。今回選定される機種は、そうした厳しい環境下でもしっかりと隊員に代わる目の役割を果たし、捜索を助ける高度な性能を備えているのでしょうか。具体的にどのような機能に注目して選定されたのか伺います。

3点目に、運用の開始時期と体制についてであります。

まず、配備されるのは泉佐野市の消防本部になるのか、そして、この新しい技術はいつ頃から実際の現場で活用される予定でしょうか。また、操作する隊員の習熟や潜水隊との連携、これをどのように深めていくのか。隊員の皆さんが安心して、かつ効果的にこの機材を使いこなすための計画についてお聞かせください。

以上、3点についてお聞きします。

議長（河部 優君）戸野警備課長。

警備課長（戸野 明君）議員の質問に対してお答えいたします。

まず、導入にかかる費用ですけれども、これについては約270万円を予定しております。

どのように使用するか、導入に至った経過なんですけれども、これについては、平成29年から現在まで、全国の消防本部において、水難救助活動中に4名の隊員が殉職されております。また、泉州南管内の水中の視界、これについては大体0.5メートルから3メートルほどの低視界環境下での活動が強いられていますので、地上の水中スピーカーと水中ドローンを活用して、これを併用しながら隊員の安全管理を図っていきたいというふうに考えております。

なお、水中ドローンにつきましては、どのような性能かと申しますと、これはCHASINGというメーカーで、1,200万画素のセンサーカメラが搭載されております。4Kの動画撮影と12メガピクセルの高画質静止画の撮影が可能です。また、それを操作する高輝度なス

クリーン付防水コントローラーをオプションでつけているため、水中カメラの様子が見えやすいのが特徴で、ロボットアーム、下でつかむ機械なんですけれども、これもオプションでつけておるため、もし検索しているものを発見すれば、その検索していたものをキャッチして、当然水中ドローンは有線でつながっておりますので、その有線をたどって要救者等の発見に向かうことができます。

あと、運用開始時期なんですけれども、救助隊の隊長とも相談しております。できる限り早期の購入をお願いしたいというところで、もう4月、5月あたりに購入を考えております。

どのような形で使用するのかということなんですけれども、あくまでも救助隊が現場活動に入るまでに先着した、例えば方面隊等が先に水中ドローンを水中に入れて検索活動する、そのような活動を考えております。また、長時間に及ぶ場合であれば、双方同じ場所で活動するのは危険な状態でありますので、有線なので救助隊員に絡まるということが想定されますので、広範囲に及ぶ場合は別の場所でそれぞれ、ちょっと間隔を空けてやるというふうに考えております。

あと、配置の場所なんですけれども、今現在、正式にはまだ出ておらないんですけれども、救助隊のほうにするのか方面隊のほうにするのか、この辺は今後検討してまいります。

以上でございます。

議長（河部 優君）北谷総務部長。

総務部長（北谷 守君）総務部長の北谷です。よろしく申し上げます。

総務所管の部分についてお答えさせていただきたいと思っております。

水中ドローンの予算計上につきましては、緊急防災・減災事業債、充当率100%、交付税算定70%がこの令和7年で終了することから、防災対策事業債、充当率が75%、交付税の算定率が30%を活用し、このたび予算計上させていただいております。

しかし、令和7年12月26日付の消防庁の通知で令和8年度の消防庁の予算案が閣議決定されるとともに、消防庁関係の地方財政措置が取られました通知がございました。その中で、緊急防災・減災事業債を活用した事業が令和8年から5年間延長されまして、さらに対象事業も拡充された内容となっております。もちろんその中に水中ドローンについても対象に含まれておりますことから、今後、国会で令和8年度の予算が承認されれば、水中ドローンを購入した際には、より有利な緊急防災事業債を活用する予定で購入する予定でございます。

予算計上額が273万4,000円でございますので、地方交付税算定額を差し引いた、その場合の実質消防組合の負担額につきましては、約82万円となります。

以上でございます。

議長（河部 優君）坂原議員。

議員（坂原 正勝君）ありがとうございます。

費用面で、地方交付税で返ってくるということで、非常に有利な予算かなというふうに思います。

その費用ですが、将来的なメンテナンスあるいはバッテリー更新などの維持管理費についてはどのようにお考えでしょうか、お答えをお願いします。

議長（河部 優君）戸野警備課長。

警備課長（戸野 明君）議員の質問に対してお答えいたします。

維持管理費の件なんですけれども、将来的なところで、バッテリーについては予備バッテリー

一を購入する予定にしております。これについては大体5年が耐用年数かなと言われております。

あと、保険代として、一応保険に加入しようというふうに今考えております。これについては年間3万から4万程度で加入できるというふうに聞いておりますので、これは一般の保険会社の保険になるんですけども、そちらのほうに入る予定で考えております。

以上です。

議長（河部 優君）坂原議員。

議員（坂原 正勝君）それから、水中ドローンが出動する機会というのは主に水難事故関係になると思うんですが、水難事故というのは時間との勝負になると思われます。その場合、機材の搬送、配備するのがどこになるのかはまだ決まっていないということでしたけれども、そこから現場まで、要するに機材の搬送から水面へ実際につけるまで、投入まで、現場において、いかにスピーディーに準備できるかという機動性が大事だと思うんですが、その機動性についてはどのように考えているのか、お答えをお願いします。

議長（河部 優君）戸野警備課長。

警備課長（戸野 明君）現場に到着時の機動性なんですけれども、議員のおっしゃるとおり、いかに早く水中ドローンを投入するかというところに意味があると思います。現場へ到着して、先に方面隊が持つのであれば、3分程度で投入して検索活動に入りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（河部 優君）坂原議員。

議員（坂原 正勝君）分かりました。

今回、水中ドローンを導入するんですが、実際にそういう水難事故の現場で運用していくということでした。

今回、我が消防本部で導入するんですけども、将来的に、例えば近隣の消防組合とか、あるいは海上保安庁なんかと連携した合同訓練など、広域的な活用については視野に入れているんでしょうか、お聞きします。

議長（河部 優君）戸野警備課長。

警備課長（戸野 明君）議員の質問に対してお答えいたします。

海上保安庁との訓練については、年間に数回、共に行っております。それと、あと南ブロック、大阪府下、南ブロック大阪市の消防局等とも合同で消防隊員の合同訓練を実施しております。その中でドローンを活用しながら、共に切磋琢磨してドローンの技術を上げるようにやっていきたいと思っております。

なお、ドローンについては、この南ブロックでは岸和田市が入っております。あと堺、大阪府も入っているんですけども、もう少し高価なものというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（河部 優君）坂原議員。質問回数は5回となっております。これが最後となりますのでよろしくお聞きいたします。

議員（坂原 正勝君）ただいまお聞きしたところでは、水難事故など発生時には、捜索・救助、その活動に十分耐え得る性能だというふうにお聞きしました。

装備の性能はそうなんですけれども、あとはそれを現場でいかに生かすか、隊員が現場でそ

れをスピーディーに機動性を発揮して使いこなせるかという、そういう体制が大事だと思いますので、隊員の訓練ももちろん、その体制づくりをしっかりとあげてほしいなというふうに思います。

最後になりますが、今回の水中ドローンの導入が、隊員の皆さんを危険から遠ざけ、同時に一人でも多くの尊い命を救うことにつながるように、切に願って私の質問を終わります。

以上です。

議長（河部 優君）ほかにございませんか。

坂上議員。

議員（坂上 昌史君）負担金について伺います。

財政収支計画では、令和8年度は指令システムの更新により41億円増額すると説明されておりました。当該の更新は、緊防債の期限を踏まえて令和7年度に前倒しされていると承知しています。

その中で令和8年度の予算においても消防負担金は計画とほぼ同水準となっていると思うんですけども、この令和8年度の負担金の増額について、主な要因は何か、指令システム以外の影響はどの程度あるのか、まず、現状の要因の整理を伺いたいと思います。

議長（河部 優君）原田管理課長。

管理課長（原田 芳久君）議員の質問にお答えします。

令和5年度に作成した財政収支の部分との乖離というところだと思うんですけども、この部分に関しては、指令台を令和8年度に予定しておりました。その指令台は、もともと緊防債、緊急防災・減災事業債が使われないような状況でしたので、そのときの計上の仕方が防災対策事業債75%の起債でありましたので、大体25%が上乘せされていまして、今回の8年度の当初予算とあまり変わらないという形になっております。

議長（河部 優君）坂上議員。

議員（坂上 昌史君）聞いたかったところなんですけれども、指令システムの更新は令和7年度に前倒しされていたのにもかかわらず、令和8年度の予算自体が計画と同水準の負担金となっているのはどういった要因があるのか。要は計画を前倒していたので、本当は減っているほうが当然ですよ。でも、それが計画と同水準なのはなぜかというところをまず伺いたかったのと、次に、決算ベースになるんですけども、令和5年度、6年度とも財政収支計画よりちょっと上振れていると思います。その要因についても、一時的なものなのか、構造的なものが変わっているのか、ちょっと併せてお伺いします。

議長（河部 優君）原田管理課長。

管理課長（原田 芳久君）すみません。先ほどの件ですけれども、令和7年度の人事院勧告による人件費の増が主な要因となっております。

2点目の件に関しましても、今までの人事院勧告による人件費の増で大きく膨らんでおります。

議長（河部 優君）坂上議員。

議員（坂上 昌史君）分かりました。

あと、指令システムの更新に係る元金償還なんですけれども、令和10年度から約10年間というふうに、昨年この第1回の定例会かな、答弁があったと思うんですけども、10年度からは44億円規模の負担金になるという答弁があったと思います。この水準は償還期間をおおむね

継続するのかどうかということと、また、その償還が終わったら負担金は一定下がるのかということをお伺いします。

議長（河部 優君）北谷総務部長。

総務部長（北谷 守君）議員のご質問にお答えさせていただきます。

この償還ですけれども、指令台の償還につきましては令和10年度から始まりまして、現在、見通しとしましては、現状よりも若干償還分が上がる予定でございまして、その償還につきましては10年間続く予定でございまして。

それがベースとしまして、今よりも償還分が上がったものが10年ぐらい続くということでございまして、見通しにつきましては現状よりも、昨今人件費が増加している傾向でございまして、負担金につきましても年々増加するんであろうという見込みでございまして。現在のところ、人事院勧告が来年度も出ていませんし、今後の見通しについても上がるであろうというところしかありませんので、償還分が増えてくる令和10年におきましては、現状よりも償還分が増えてくるというぐらいの回答でございまして。

以上です。

議長（河部 優君）坂上議員。

議員（坂上 昌史君）分かりました。

消防は住民の命とか財産を守るために不可欠な行政サービスなんで、そういう人件費とか資機材とかというのは十分に確保するべきだとは認識しています。

ただ一方で、この今出ている財政収支計画よりは、私のイメージとしては結構上振れているなという印象でありますので、今の現状を含めた見直しをお願いしたいことと、必要に応じて議会との共有も必要だと思いますので、今後の中長期的な見通しを分かりやすく示していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（河部 優君）北谷総務部長。

総務部長（北谷 守君）議員のご質問にお答えさせていただきます。

財政収支計画につきましては、今後、議員のおっしゃられたとおり、見直しを随時していく予定でございまして、見直しした時点で、また議会のほうにもお示しさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（河部 優君）ほかにございせんか。

竹田議員。

議員（竹田 光良君）すみません。何点かちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、37ページであります。緊急消防援助隊活動事業につきましてお尋ねをさせていただきたいと思います。

これは、緊急消防援助隊は、大規模な災害あるいは特殊災害時に、全国からそういった消防力というのを集結させて、その被災地で消火あるいは救助、またあるいは救急活動をするという、そういう消防支援隊というふうに認識をいたしております。非常に重要な活動だというふうに思います。

また、その予算が計上されておりますが、そこでちょっとお尋ねしたいのは、まず、近々でこの緊急消防、もちろんこの部隊が出勤しないというのが一番いいわけですが、しかし、昨今の様々な災害を鑑みたとき、いつ、いかなる、どんな災害が起こるか分かりませ

んし、また、そこで緊急にこの消防隊が出動するということが予想されるわけなんですけれども、近々の、いわゆる過去の実績について、簡単に結構でございますので、一つはお尋ねをしたいと思います。

さらには、一応予算書には2,037万ということで予算を上げていただいているわけなんですけど、現実には、例えば日数分、日にち別、あと、それから何人ぐらいの派遣をされている予算なのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それからもう一点は、予算書のページ数としては47ページぐらいになるのかなと思いますけれども、職員数の定員管理についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

この予算書によりますと、令和7年1月1日では消防職員数が379人、この8年の1月1日現在では383人というふうに上げていただいているんですが、条例上は、もし変わっていなければ、今394人というのが定員の数になっていると思うんです。一定、この間ずっと条例上よりは少ない人数の中で非常に頑張らせていただいているんだなというふうに認識をしているわけですが、少ない中で、今後も人材確保、また育成ということについては非常に大事な観点かなというふうに思います。

そういった意味においては、定員管理計画等々というのは非常に大事だというふうに思いますが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、お願いします。

議長（河部 優君）尾上総務課長。

総務課長（尾上 昌明君）議員のご質問のうち、定数管理に関しまして答弁させていただきます。

職員数につきましては、現在、消防力としまして361名を正職員、そして、再任用が20名前後例年入りまして、先ほど議員のご質問にありました職員の総数となっております。

職員の条例定数との兼ね合いでございますが、現在の394名の条例定数につきましては、消防組合が広域化によりまして4本部が統合された際の定数をそのまま合算したものとなっております。当然ながら、広域化によりまして人員の整理等々で職員数の増というのは見込んでおりません中で、そのままの定数を引きずってはおるものの、今後、再任用の職員の増加、定年引上げに伴いまして再任用職員の増加も我々としては見込んでいるところ、その中では、定数の中にどのように含んでいくのかも当然検討していかなければならない課題と考えております。

また、団塊の世代、私、56なんですけれども、この前後の者が100名程度、これから5年間定年を迎えますと、一度に退職する見込みが立っております。この部分につきましては、当然ながら定数管理計画の中で関係市町と協議をさせていただきまして、消防力の低下を招かないように、あらかじめ前倒し採用をさせていただき計画を立てております。

定数管理につきましては以上でございます。

議長（河部 優君）戸野警備課長。

警備課長（戸野 明君）議員の質問に対してお答えいたします。

過去の緊急消防援助隊の出動実績なんですけれども、組合消防になってからなんですけれども、平成27年の熊本地震、平成30年の広島県の豪雨、令和6年の能登半島地震、その夏の能登半島の土砂災害、この4件が出動しております。

以上でございます。

議長（河部 優君）日数等の内訳は。

警備課長（戸野 明君）申し訳ございません。日数等の内訳については、今、手持ちの資料がございませんので、後日個別に回答させていただきます。よろしくお願いします。

議長（河部 優君）今年度の出動予想。予算計上の内訳。どれぐらいの出動回数を予想して予算を組んでいるかということです。そういうことですね。

議員（竹田 光良君）そういうことです。もう分からなければ。

議長（河部 優君）いいですか。今すぐ分からなければ。

警備課長（戸野 明君）大丈夫です。申し訳ございません。この日数の計上の仕方なんですけれども、泉州南消防組合の緊急消防援助隊応援計画によりまして、出場する隊、人数と派遣日数を計算しております。令和6年の能登半島までは3サイクルで計算しておったんですけれども、令和6年度の実績では6サイクル派遣されております。

そのことを踏まえまして、予算計上につきましては7サイクルで予算計上しておるといふふうになっております。

以上です。

議長（河部 優君）竹田議員。

議員（竹田 光良君）どうもありがとうございました。

今の話でいきますと、6サイクル、7サイクルということで増えていると思うんですけれども、その関係なんでしょうか。ちょっと確認したいのは、令和6年度ぐらいまでこの予算が850万ぐらいだったんですが、7年度から2,000万台に上がっているというのは、そういった、いわゆるサイクル的な、6サイクル、7サイクルと今おっしゃいましたけれども、そういったことが加味された上で、これは予算が若干乗っているのかなというふうに思うんですが、その確認をもう一度させていただきたい。

それともう一点、これは、要は大規模災害等々ですので、どちらかといえば特殊な任務が非常に多いと。特殊な訓練もされているようでございますが、実際、じゃ、災害が起きました、すぐ、この人とこの人に行ってくれというわけにはなかなかいかないと思うんです。

そういった中におきましては、この泉州南消防組合の中では、こういう緊急消防援助隊活動するための体制というのはどうなっているのか、改めてお尋ねをさせていただきたいと思います。

それと、先ほどから定員管理のお話もいただきました。ちなみになんですが、府内の消防本部の管轄地域が出ておりまして、私どもの泉州広域消防本部は大体20万人以上40万人未満、人口でいえばこの中に配置をされているんですが、大体同等のところというのは、例えば吹田であったり、あるいは高槻であったり、また茨木であったり八尾であったり、こういう消防本部と、人口的に言えば同レベルのところになると思います。いずれも、例えば消防職員数というのは、高槻であれば341人、茨木のほうは少し少ないんですけども263名、泉州南広域消防本部では383名、八尾では250名、守口門真では340名と大体同じような職員の数かなと。

ただ、圧倒的に違うのが、やはりその管轄の面積だと思うんですね。だから、そういった意味では、これは横に羅列はできないと思うんです。

先ほどご答弁いただきましたけれども、今後さらに定年をかなりの数が迎えるということで、新規の採用も、やっぱりこれは定期的に、そしてまた計画的にやっていただかないといけないと思うんです。

ちょっと調べさせていただくと、令和元年度からの資料しかないんですが、この間、令和元

年度については最終的に9名、あと2年度から10名、10名、14名、13名、14名、そしてこの中には女性の職員さんも採用されているわけなんですけど、7年度に関しては4人ということで、ちょっとがくっと減らしているわけなんですね。この辺の理由というのは何かあるのかなというふうに思うんですが、これは計画的なものなのかどうなのか、ほかに要因があるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

議長（河部 優君）尾上総務課長。

総務課長（尾上 昌明君）議員のご質問のうち、職員採用の部分につきまして答弁させていただきます。

職員採用でございますが、議員お調べのとおり、令和7年度につきましては4名の採用となっております。この部分、今年度5名の退職者が出ておりますが、実は昨年度なんですけれども、育児休業、そして病気休職の者がございましたので、消防力を落とさないために、その部分を増加して採用させていただいておりました経過がございました。その者が令和8年度につきましては職務に復帰する予定ですので、その部分を差し引いた採用人数となっております、退職者よりも少ない採用という現状になっております。

そして、令和に入りまして、10名程度の採用が続いておった時期があるんですけども、この部分につきましては、早期の退職者であったり定年退職の者の退職補充を重点的に行わせていただいた結果として、その人数が生じたものとなっております。採用の原則は退職補充が原則となっております。

以上です。

議長（河部 優君）戸野警備課長。

警備課長（戸野 明君）議員の質問に対してお答えいたします。

まず、緊急消防援助隊活動事業の増額の件の質問かと思うんですけども、これについては、先ほども申しあげましたように、3サイクルで以前は計上していたものが7サイクルで計上しているというところで増加になっております。

この増加のところは何かと申しますと、科目については時間外勤務手当、特殊勤務手当及び特別旅費など、人件費と需用費として実際に要する燃料費、食糧費、修繕料、医薬材料費、消耗品等があり、さらに役務費として手数料を一旦一般財源として計上するものでございます。

もう一点につきましては、どのような受援計画をしているのかということになるかと思うんですけども、これにつきましては、当消防組合として、当消防組合の消防力では責任を果たすことができないというふうに考えられます。その場合に、当消防組合として、今までどのような訓練をしていたかといいますと、令和3年9月に受援訓練、令和4年はコロナで実施しておりません。令和5年6月9日、令和7年1月17日に受援訓練、令和7年6月2日にも受援訓練を行っております。また、令和8年1月28日、この間なんですけれども、受援訓練を行うまでの大規模災害時に備えた初動訓練、各署所、各市町の危機管理にうちの署長らが災対本部に入りますんで、その情報収集等でどのような形でやるのかということも含めて訓練したところでございます。

以上です。

議長（河部 優君）竹田議員。

議員（竹田 光良君）ちょっと体制のところをお尋ねしたんですが、要は今のお話でいくと、いざとなればどの職員さんも全員がこの緊急消防援助隊になって行きますという、そういう体

制になっているということによろしいですか。それだけ確認をお願いします。

議長（河部 優君）岸野警防部長。

警防部長（岸野 義範君）先ほどの回答に補足させていただきます。

まず、緊急時に派遣する体制でございますが、大阪府下の緊急消防隊の出動基準というのが決まっております、即応隊、1時間隊、3時間隊等決まっております。それで、派遣の際に1時間隊に当たっているのは、まず、当消防組合としましては救助隊1隊、それから救急隊1隊、それから消火隊1隊、これがまず最初に派遣される隊となっております。その隊につきましては、その日そのとき勤務している隊をそのまま派遣するという体制になっております。3時間、それ以降の隊のローテーションにつきましては、その時間がございますので、そこから人員の配置を計画するという体制でやっております。

そしてまた、7年度、緊急消防援助隊の予算が少し上がったなというところの件でございます。実は能登半島地震、このときの派遣の日数がかなり長期に及びました。その際、やはり今まで計上していた予算について、不足するのではないかなというところで、能登半島地震の7サイクル、それを基準に計上させていただいております。しかしながら、この緊急消防援助隊の費用につきましては、派遣後、国からの補助金で支給されるということになっておりますので、現在の予算の計上の立てつけは7サイクルの基準額ということでさせていただいております。

以上でございます。

議長（河部 優君）いいですか。

ほかにございませんか。

吉開議員。

議員（吉開 育子君）8年度の予算は前年度と比べましてどのぐらいの差があるのかを説明していただきたいのと、広域になりまして、各分署とか支所とかそういうところの改修とか、今年度も、8年度もいろいろ出ているんですけども、広域になって、やっぱりいろんなところを新しくしたりとか、改修・補修とかをしています。その中で、今年度でどのぐらい古いところを改修したとか、その改修率ですね。まだまだ必要なかどうか、そのあたり、ちょっと説明していただきたいと思います。

議長（河部 優君）尾上総務課長。

総務課長（尾上 昌明君）議員のご質問のうち、庁舎の改修状況等についてご回答させていただきます。

昨年度につきましては、すみません、これは令和8年度予算ですので、令和7年度、今年度につきましては、現在施工しております泉佐野庁舎本部庁舎の電気設備の改修工事を行っているところでございます。その他の事業につきましては、阪南消防署北分署の電気設備の一部改修を昨日施工したところでございます。また、熊取消防署におきましては、女性活躍等の部分で女性職員を配置できるよう女性区画の改修工事等を行っているところでございます。

その他の施設につきましては、組合の個別施設計画に基づきまして定期的に改修を行っているところですが、また、建て替えとなりますと大きな費用と用地等々のこともございますので、また関係市町と協議を重ねながら、そのあたりの計画はさせていただきたいと考えておるところです。

以上です。

議長（河部 優君）吉開議員。

議員（吉開 育子君）日根野分署が高架下にあるということで、今回業務委託の委託料が計上されているんですけども、この期間はどのぐらいなのか。そして、フェンスだから支障はないと思うんですけども、出動するに当たりとか訓練するとか、そういうので支障はないかと思うんですけども、そこのあたりの説明をお願いいたします。

議長（河部 優君）山田警防部理事。

警防部理事兼泉佐野消防署長（山田 敏一君）議員の質問にお答えします。

日根野分署のこの工事につきましては、現在、空港連絡橋の橋脚の耐震工事を海側のほうからやっております。これが現在設置の日根野分署のほうにかかるということで、これは日本高速道路保有・債務返済機構から土地をお借りしております。そのお借りしているときの許可条件におきまして、本体、道路のそういった変更工事をする場合、こちらの組合のほうで建設しました工作物は一旦撤去しなさいというような条件がございます。

今回ですけれども、この橋脚の周りに、フェンスというんですか、保護用のフェンス、これは消防組合のほうで設置しております。これにつきまして、工事ができないということで、一旦そのフェンスを撤去するというので今回予算計上させてもらっております。

工事の期間ですけれども、来年度実施設計を行いまして、令和9年度からの施工と聞いております。

説明は以上でございます。よろしく願いしておきます。

議長（河部 優君）吉開議員。

議員（吉開 育子君）ということは、令和9年度からの工事ですけれども、期間のお答えがなかったんでその期間を教えてくださいたいのと、もう一つ、前年度に比べてどうだったのかと、前年と比べて、例えばここに重点を置いたとか、そういうところがあれば説明していただきたいと思えます。

議長（河部 優君）原田管理課長。

管理課長（原田 芳久君）今年度の予算につきましては44億2,139万9,000円で、前年度が59億9,872万9,000円で前年度比15億7,733万円減額となっております。

これにつきましては、令和7年度の人事院勧告による人件費の増により増えたものの、令和7年度は本部泉佐野署庁舎の改修、高機能消防指令システム更新に対する高額な事業がありましたので、その分が減額となっております。

以上です。

議長（河部 優君）山田警防部理事。

警防部理事兼泉佐野消防署長（山田 敏一君）先ほどご質問のありました工事の開始時期と期間ですけれども、現在お聞きしている中では令和9年度の工事開始ということで、期間については令和9年度の後半、工期につきましては6か月程度と聞き及んでおります。

また、先ほどの道路の訂正ですけれども、空連道、関西空港連絡橋の補強工事ということで聞いております。

（「関西空港自動車道」と呼ぶ者あり）

警防部理事兼泉佐野消防署長（山田 敏一君）関西空港自動車道ということで、分署の上にあります道路ですね、そちらの名称の訂正をさせていただきます。

説明は以上でございます。

議長（河部 優君）ほかにございませんか。

奥野議員。

議員（奥野 学君）1点だけを確認させていただきたいと思ひます。

予算書の12ページの歳入の上から2つ目の使用料、手数料の中の消防使用料、行政財産目的外使用料79万6,000円が上がっておりますが、どういふ目的外使用なのか、お教えいただきたいと思ひます。

議長（河部 優君）尾上総務課長。

総務課長（尾上 昌明君）議員のご質問にお答えいたします。

使用料につきましては、主には各消防署に設置してあります職員が使用する自動販売機の目的外使用料、そして、こちら阪南消防署に設置してあります関電の電柱の設置の使用料が含まれているものの総額となっております。

以上です。

議長（河部 優君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号 令和8年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

議長（河部 優君）挙手全員であります。

よって、議案第5号 令和8年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

議長（河部 優君）次に、日程第14、議員発議第3号 泉州南消防組合同議会運営委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

二神議員。

議員（二神 勝君）それでは、議員発議第3号 泉州南消防組合同議会運営委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案者を代表し、ご説明申しあげます。

議案書37ページをご覧ください。

今回の改正でございますが、消防組合同議会の議会運営委員会は議会の閉会中に開催されており、本来であれば閉会中の継続審査として議会の議決が必要でございますが、閉会中の継続審査について、議会会議規則、議会運営委員会条例のいずれにも規定されていないことから、追加し、以下の各条を1条ずつ繰り下げるものでございます。

なお、本条例改正の施行日につきましては、公布の日からとしてございます。

よろしくご審議の上、ご採択賜りますようどうぞよろしくお願ひ申しあげ、提案理由の説明

とさせていただきます。

以上でございます。

議長（河部 優君）これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議員発議第3号 泉州南消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（河部 優君）挙手全員であります。

よって、議員発議第3号 泉州南消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

議長（河部 優君）次に、日程第15、議員発議第4号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

この場合、泉州南消防組合議会議会運営委員会条例第3条第1項の規定により、委員を私より指名いたします。

内容を事務局より報告させます。

森本書記長。

書記長（森本 弘昭君）議会運営委員会委員に野口 新一議員、竹田 光良議員、二神 勝議員、多和本 英一議員、山口 明日香議員、奥野 学議員。

以上6名の方々が指名されております。

以上でございます。

議長（河部 優君）お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり、議会運営委員会の委員については、私より指名いたしましたとおりそれぞれ選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定しました。

---

議長（河部 優君）次に、日程第16、専決報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

泥谷消防長。

消防長（泥谷 孝君）それでは、専決報告第1号 専決処分の報告についてご説明申しあげま

す。

別冊の追加議案書3ページをご覧ください。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めること及び和解について、令和8年2月6日付で専決処分をしましたことにつきまして、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和8年1月20日火曜日18時15分頃、傷病者を岸和田市内の病院へ搬送途上、岸和田市内の府道において、泉佐野署空港出張所の救急車が発生させた交通事故で、記載の相手方と損害賠償額31万6,423円をもって和解したものでございます。

事故の概要につきましては、渋滞している片側2車線道路を緊急走行中に、停車車両の間を徐行しながら通行する際に、救急車右側サイドミラーと右側に停車していた普通乗用車左側後方が接触し、相手方の車両が損傷したものでございます。

損害賠償金額は、相手方損傷箇所の修理代で、全国市有物件災害共済会から全額補填されております。

平素から安全運転について、事故事例などを参考に教養を行い事故防止に努めているところでございますが、改めて安全運転意識の向上を図り、事故防止を徹底してまいります。

説明は以上のおりでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河部 優君）これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

吉開議員。

議員（吉開 育子君）議会ごとこういう報告があつて、やっぱり気をつけていただきたいというのをまず最初に申しあげたいです。

今回の場合、救急車が空港からの傷病者を運ぶときに、高架上において接触したということなんですけれども、本当に傷病者を搬送中というのは、やっぱり起こしてはいけないと思っているんですが、事故を起こした詳細と、そして、例えば私たちがもし事故をしたら、その場で止まって事故処理というか、警察を呼んだりとかそういうことをして、しばらくそこから動けない状況なんですけれども、そのあたり、傷病者を運んでいる途中ということですし、その方は大丈夫だったのか、どういう状態に対応されたのかをちょっと詳細に説明していただきたいです。よろしくお願いします。

議長（河部 優君）山田警防部理事。

警防部理事兼泉佐野消防署長（山田 敏一君）事故の概要についてご説明します。

事故の概要ですけれども、20歳代の女性が胸部痛を訴える患者で、岸和田市内の病院へ搬送途上、岸和田市内の府道において事故が発生しました。

これにつきまして、事故が発生したということで、すぐに所轄の岸和田警察のほうに救急隊のほうから連絡しております。そして、安全な場所に救急車と、そして相手車両が停車しまして、同時進行で管轄します岸和田消防のほうに救急車の要請を行っております。そちらのほうで警察からの調査とか、そういった現場検証を受け、そして岸和田消防が到着し、岸和田消防の救急車に患者を乗せ換え、岸和田消防のほうで病院のほうに搬送しております。

今回の患者につきましては、容態が回復したということで、病院で診察後、その日に帰宅しておるといったこととございます。

こちらの中で、遅延時間というんですか、そういったものが発生してしまいました。それに

つについては22分ということで、今回の場合はそういった命に別状がないということでしたが、今後、こういった命に関わるものがございまして、安全運転というんですか、そういったものは慎重にこれからまたしていく必要があると思います。

今回の事故ですけれども、ある程度ベテランの機関員が事故を起こしました。ある程度自分の運転意識を、技術を過信することなく、慎重な運転というんですか、事故なく患者を搬送する、これが一番かと思っておりますので、そちらのほうの教養を徹底してまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

議長（河部 優君）吉開議員。

議員（吉開 育子君）傷病者に対しては無事に、その日に帰られたということで、それは不幸中の幸いというか、そういうふうを感じるんですけれども、その対応で22分もかかった。たった22分なのか、22分もなのか。やっぱり22分もかかったのかと思っておりますので、ベテランの方ということだったんですけれども、本当は救急車両が来たら、救急車が来たら左に寄るというのがあれですけれども、前を走っている車が止まったこととか、それと夜暗い時間ですし、焦ったのかなとか思ったりもするんですけれども、ベテランの救急隊員であってもこういうことが起こるといってやっぱり周知していただいて、今後このようなことがないようにしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

議長（河部 優君）ほかにございせんか。

山口議員。

議員（山口 明日香君）すみません。ちょっと吉開議員の質問とかぶるかもしれないんですけれども、今回22分の遅延があったということで、命に関わる症状でなかったということは本当によかったなというところではあるんですけれども、もしこれが仮に一分一秒を争うような、命に関わるような患者を搬送中であつた場合も同じような対応になるのか。岸和田の救急車が来て、乗り換えて搬送するという対応になるのか、それとも人命優先ということで、何らかの違う方法が取られるのか、そのあたりを教えてください。

議長（河部 優君）太田救急課長。

救急課長（太田 正浩君）議員の質問にお答えさせていただきます。

緊急時、程度はありますが、先ほど議員のおっしゃったような、急を要するような状態にありましては、隊員を1名降ろして2名で搬送したり、また、救急車が到着する時間とてんびんにかけて、どれぐらいで引き継ぐことができるのかといった、そういったところを総合的に判断して対応をしております。

ですから、議員のおっしゃった状態であれば、隊員1名を降ろす等して、当て逃げとかそういったものにもならないようにして救急搬送を優先というところも考えております。

以上です。

議長（河部 優君）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、以上で専決報告第1号を終わります。

---

議長（河部 優君）次に、日程第17、議案第6号 工事請負契約中変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

泥谷消防長。

消防長（泥谷 孝君） それでは、議案第6号 工事請負契約中変更についてご説明申しあげます。

別冊の追加議案書5ページをご覧ください。併せて別冊の追加議案附属資料3ページ、資料1をご覧ください。

令和7年2月の第1回定例会において議決をいただき、現在工事施工中の泉州南広域消防本部庁舎改修工事請負契約につきまして、工事内容の一部変更に伴い、契約金額を変更する必要が生じたので、同契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び泉州南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

改修工事の概略でございますが、この改修工事は、本部及び泉佐野消防署庁舎の非常用発電設備及び受変電設備の更新と高機能消防指令センターの更新に伴う4階改修工事となっており、非常用発電設備の機能強化を図るため、本部庁舎敷地内に地下燃料タンクを設置するとともに、燃料効率の高い発電設備への更新を行うとともに、受変電設備につきましては、地上据置き型の高圧引込開閉器の高潮対策として3.5メートルのかさ上げ、老朽化した設備の更新を行うものでございます。

また、4階の改修工事につきましては、高機能消防指令センターの更新に伴うフロアの改修、指令課の事務室、仮眠室、食堂や浴室などを整備するものでございます。

続きまして、変更内容につきましては、追加議案附属資料のとおりでございます。

変更の要因としましては、いずれも当初の設計積算時には予見できない事項が施工中または施工前の詳細調査時に判明したことで設計変更を余儀なくされたものです。

この変更に伴い、契約金額の増額が生じたため、変更前の6億3,364万4,000円が1,234万2,000円の増額となり、変更後の契約額6億4,598万6,000円となるものでございます。

甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（河部 優君） これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君） ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号 工事請負契約中変更については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（河部 優君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号 工事請負契約中変更については、原案のとおり可決されました。

議長（河部 優君）暫時休憩いたします。

休憩（午前11時49分）

---

再開（午前11時50分）

議長（河部 優君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

議長（河部 優君）先ほど日程第14におきまして、泉州南消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例制定が可決されたことを受けまして、議会運営委員会委員長から配付のとおり閉会中の継続調査の申出がありましたので、日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題といたします。  
お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について、委員長からの申出のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（河部 優君）以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

ただいまをもちまして、令和8年泉州南消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。  
どうもご苦勞様でした。

閉会（午前11時51分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 向 江 英 雄

議 長 河 部 優

副 議 長 坂 上 昌 史

2 番 議 員 山 口 明 日 香

11 番 議 員 山 本 守